

固定資産税・都市計画税、 軽自動車税（種別割）、市民税・都民税 納税通知書を順次発送



市は、令和2年度の固定資産税・都市計画税と軽自動車税（種別割）、市民税・都民税の納税通知書を順次発送しています。お手元に届くまで数日を要しますのでご了承ください。

固定資産税・都市計画税

令和2年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日に発送しました。

課税課 土地係・内線1221
5 家屋係・内線1222
償却資産係・内線1228

改修を行った住宅は固定資産税の減額を受けられる場合があります

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事を行う

令和2年度市税の納期限	
6月1日(月)	固定資産税・都市計画税第1期 軽自動車税(種別割)
6月30日(火)	市民税・都民税第1期
7月31日(金)	固定資産税・都市計画税第2期
8月31日(月)	市民税・都民税第2期
11月2日(月)	市民税・都民税第3期
12月25日(金)	固定資産税・都市計画税第3期
令和3年 2月1日(月)	市民税・都民税第4期
3月1日(月)	固定資産税・都市計画税第4期

軽自動車税(種別割)納期限は6月1日です

令和2年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月11日(月)に発送します。納期限は6月1日(月)です。

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。なお、▼車体を処分したとき▼下取りに出したとき▼譲渡したとき▼盗難に遭ったとき▼市外へ転出したときは、すぐに廃車または変更の手続きをしてください。

軽自動車税(種別割)減免申請は6月1日までに

次の①～③のいずれかの条件に該当する軽自動車などの所有者は、税の減免を受けることができます。6月1日(月)までに

課税課諸税係(市役所1階35番窓口)へ申請してください。申請の方法等くわしくは課税課諸税係までお問い合わせください。

①身体や精神に障害のある方、またはその障害者と生計を同じくする方(同居または近隣2キロメートル以内に住居)が所有し、障害者本人または生計を同じくする方が運転する軽自動車など②世帯員全員が障害者である世帯の方が所有し、その世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車など③車両の構造が障害者用である軽自動車など

市民税・都民税

令和2年度の市民税・都民税の納税通知書を次のとおり発送します。

▼給与からの特別徴収(天引き)の方 5月13日(水)に給与支払い者(勤務先など)に発送します。給与所得者の方は、給与支払い者から税額の通知書が渡されます。

▼普通徴収・公的年金からの特別徴収(天引き)の方 6月9日(火)に自営業者や年金受給者の方などに発送します。

なお、3月17日以降の延長された期間に市民税・都民税の申告書、または確定申告書を提出した方は、令和2年度の課税証明書等に申告内容の反映がされていない場合があります。この場合、申告書等の内容を確認次第、税額変更等の処理を行い、納税通知書等でお知らせします。課税課市民税係・内線1206

納税は口座振替に

市税の納付には口座振替が便利です。ご希望の方は、納税通知書に同封の口座振替依頼書を左表の期日(必着)までに郵送(切手不要)で収納課へお送りください。

依頼書による第1期の口座振替は申し込みを締め切りしましたので、納税通知書に同封の納付書で納付してください。

●キャッシュカードで申し込みます。納税義務者本人の口座から振替をする場合は、収納課の窓口で専用端末にキャッシュカードを読み込ませて暗証番号を入力することで、簡単に申し込みます。毎月5日までの申し込みで、その月の月末から振替開始になります。くわしくはホームページをご覧ください。

依頼書による口座振替の申込期限など		
税目	納税通知書 発送日	第2期からの 口座振替申込期限
固定資産税	5月1日(金)	6月16日(火) 到着分まで
市民税・都民税 (普通徴収)	6月9日(火)	7月17日(金) 到着分まで

軽自動車税(種別割)の口座振替をご希望の方は、申込書を郵送しますのでご連絡ください。なお、振替は令和3年度からになります。

令和2年度課税・非課税証明書を発行

6月9日(火)から、令和2年度課税・非課税証明書を発行します(給与からの特別徴収(天引き)のみの方は、5月13日(水)から発行)。証明書の発行を希望する方は、本人確認のため運転免許証などをお持ちください。課税課諸税係・内線1200

固定資産税償却資産の申告はお済みですか

法人や個人で工場や商店、不動産賃貸業などを営んでいる場合、所有している事業用資産(構築物、機械、器具、備品など)には、償却資産として固定資産税が課せられます。この固定資産税は地方税法で申告が義務付けられています。市内で事業を営んでいる方は、税務署だけでなく市にも申告が必要です。

5月は自動車税(種別割)の納期です

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。令和2年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(金)に発送しました。納期限は6月1日(月)です。金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。課税課コールセンター ☎ 3(3525)4066

税務署からのお知らせ

来署によるご相談は電話予約を

国税に関する一般的なご相談は電話で受け付けていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で来署による相談も受け付けています。来署による相談には予約が必要です。



立川税務署 ☎(523)1181

省エネのため5月1日～10月31日、市職員のクール・ビズ(勤務中の軽装)を実施します。

皆さんのご理解をお願いします(総務課)